

税の申告は正しくお早めに

町県民税、所得税の申告相談

町では、町県民税および所得税の申告相談を次の日程で行います。

なお、申告会場での皆さんの待ち時間を少しでも減らすため、帳簿や領収書などは必ず事前に集計・整理を行い、収支内訳書や医療費控除明細書などを作成して、お越してください。

申告会場を統合し「町中央公民館」で開設します

町役場庁舎と地区での申告会場を統合し、「町中央公民館」で申告会場を開設します。また、混雑を緩和するため、地区ごとに指定日を設けます。日程表は下表のとおりです。

場 所 町中央公民館 中ホール

期 間 2月16日(火)～3月15日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

時 間 9時～16時30分(受付は16時まで)

申告相談日程表

※各地区会場での受付はありません

対象地区	月 日	対象地区	月 日
高田・室原	2月16日(火)・17日(水)・18日(木)	池 辺	3月2日(火)・3日(水)
広幡・上多度	2月19日(金)・22日(月)	笠 郷	3月4日(木)・5日(金)
小畑・多芸	2月24日(水)・25日(木)	全地区	3月8日(月)・9日(火)・10日(水)
養老・日吉	2月26日(金)・3月1日(月)		11日(木)・12日(金)・15日(月)

※混雑を緩和するため、できるだけ上表の指定日のご来場にご協力ください。

※対象地区に都合のつかない人は、申告期間中に都合のつく日にお越してください。

注 意 事 項

- 8時30分に開場し、受付番号札と受付票を先着順で配布しますので、受付票に必要な事項を記入してください。(※町中央公民館の管理上、8時30分前の館内への入場はできません。)
- 番号札は先着順で配布しますが、申告に必要な書類が不足している場合(収支内訳書、医療費控除の明細書が未完成)には、書類がそろってからの案内となります。
- 順番の呼び出しのときに、不在の場合は、その番号は無効となり、新たに番号札を取り直していただくこととなります。
- 会場の混雑状況により、入場をお断りし、後日の来場をお願いすることがあります。
- 町中央公民館への問い合わせはご遠慮ください。

※新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止のため、申告書は郵送やe-TAXでの提出をお願いします。(P9参照)

新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力をお願いします

- せきや発熱、風邪の症状、強いだるさなど、体調に不安がある人は、来場をご遠慮ください。
- 会場では、入場の際の手指消毒やマスク等の着用にご協力ください。(※マスク等を着用していない場合、入場をお断りすることがあります。)
- 受付では検温の実施と受付票への来場者全員の氏名・連絡先の記入にご協力ください。
- 37.5度以上の発熱がある人は、入場をお断りします。
- 人の密集を避けるため、会場へは申告される人おひとりでお越してください。介助を要する等の理由で、複数人で来場される場合も必要最小限の人数でお越してください。
- 受付状況により、車等でお待ちいただくことがあります。